

JTCCM

平成12年6月1日制定

平成29年4月1日変更 (い)

# 非常用照明性能評価業務方法書

## 目 次

- 1 適用範囲
- 2 性能評価用提出図書
- 3 評価方法
- 4 性能評価書

## 非常用照明性能評価業務方法書

### 1 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令(以下「令」という)第126条の5第2号の認定に係る性能評価に適用する

### 2 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1)性能評価申請書
- (2)非常用照明評価申請概要書
- (3)構造・機能説明書
- (4)設計基準
- (5)標準設計諸元表
- (6)材料・材質及び機械設備の仕様
- (7)標準設計図
- (8)技術資料(照度計算書等)
- (9)別紙の「非常用照明装置の性能試験及び評価方法」による試験成績書
- (10)会社概要
- (11)その他

### 3 評価方法

#### (1)評価の実施

- イ 評価員は、2に定める図書を用い、(2)に示す評価基準に従って評価を行う。
- ロ 評価員は、評価上必要あるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
- ハ 評価員は、評価上必要あるときは、試験等に立ち会うことが出来るものとする。

#### (2)評価基準

- イ 火災時において停電した場合に自動的に点灯すること。

ロ 避難するまでの間当該建築物の室内の温度が上昇した場合にあっても床面で1ルクス以上の照度を維持すること。

について、「非常用照明装置の性能試験及び評価方法」に従って実施された試験結果と申請された性能を比較し、判断する。

#### 4 性能評価書

評価書は、以下の項目について記述する。

- (1)評価番号、評価完了年月日
- (2)申請者名(会社名、代表者名、住所)
- (3)件名、型番
- (4)適用範囲
- (5)評価内容概略
- (6)評価結果
- (7)その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項

## [別紙]非常用照明装置の性能試験及び評価方法

### (1)照明器具

イ 火災時に非常用照明器具周囲の雰囲気温度について想定し、その温度で切替動作が出来る、かつ所要の照度が確保できること。ただし、非常用照明器具を設置する天井裏の雰囲気温度が70℃以上に上昇する場合にあっては30分以上非常点灯を継続出来ることを次に示す切替動作試験、高温動作試験によって確かめられていることを確認する。(い)

#### a切替動作試験

試験方法：周囲温度 $25\pm 5^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $65\pm 20\%$ で、試験用光源に、バッテリーユニット及び一般構成部の点灯回路を接続し、それぞれの入力端子間に定格周波数の定格電圧を加え、次の試験を行う。

- ・ 試験用光源を平常の点灯状態にし、入力電圧を徐々に降圧する。
- ・ 試験用光源を平常の点灯状態にし、それぞれの入力回路を遮断し1分間後に再投入する。

評 価：

- ・ 電圧が定格電圧の85%では作動せず、40%以上で確実に非常点灯に切り替わること。  
(い)
- ・ 入力回路遮断後、電池内蔵形では0.5秒以内、電池別置形では3秒以内で確実に非常点灯回路に切り替わり、再投入後確実に復帰すること。

#### b高温動作試験

試験方法：試験する器具に定格周波数の定格電圧を加え、器具を通常の使用状態とほぼ同じ姿勢に保持し、常温雰囲気中で1時間以上予備点灯した後、70℃の温度雰囲気中に入れ器具の周囲温度が70℃に達したとき非常点灯に切り替え〈予備電源が交流の場合は、予備点灯を継続すればよい〉周囲温度70℃の状態を申請者が想定した時間の50%(最低でも30分間)以上継続する。器具は恒温槽内側などの金属部に接しないようにする。(い)

評 価：想定された時間の50%(最低でも30分間)以上有効に非常点灯できること。(い)

### ロ 照度1ルクスの確保

次のいずれかの方法により確認する。

- ・ 非常点灯時の配光の測定結果による。
- ・ 非常点灯時の配光測定結果から得られた設置間隔表による。

ハ 予備電源内蔵コンセント型照明器具における引き抜き防止措置の確保(い)

照明器具内に予備電源を有し、かつコンセントを用いて常用電源に接続する場合には、照明器具の差込プラグと壁等に固定されたプラグ受けの間で容易に抜けない措置を講じていることを、構造・機能説明書、設計基準、標準設計諸元表、材料・材質及び機械設備の仕様、標準設計図等のいずれかにより確認すること。(い)

また、照明器具本体には、「予備電源内蔵コンセント型」である旨を記載していることを、標準設計図等において確認すること。(い)

(2) 複数の室の非常用照明に影響を与えるおそれがある電線及び非常用電源(い)

当該建築物における火災による温度上昇(天井下面等通常火災の発生のおそれがある部分において、ISO 834 建築構造部分の耐火試験方法に規定する標準曲線を用いて想定した温度上昇)があった場合において、30分以上非常用照明器具が必要な照度を確保するために必要な電流を確保することが出来るものであること。(い)

(3) それ以外の電線及び非常用電源(い)

上記の条件下で30分以上の間、非常用照明器具が必要な照度を確保するために必要な電流を確保することが出来るものであること。(い)